

登録した方も

# インボイス制度導入直前 実務対応のポイントセミナー

迷っている方も

10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス）制度がよいよ導入されます。事業者の皆さんも、最近になって取引先から番号を聞かれて登録を迷っている方、既に発行事業者登録が済んでいる方など様々かと思えます。本セミナーでは、両方の立場の方に向けて、インボイス制度の仕組みの再確認、登録済み事業者の実務についてわかりやすく解説いたします。

**日時** 令和5年 **9月19日**（火）15:00～17:00  
18:00～20:00（両時間帯とも同じ内容です）

**場所** 南木曽商工会館

**講師** 関東信越税理士会松本支部派遣税理士

- 内容**
- ・インボイス制度の仕組みの再確認
  - ・発行事業者の準備すべきこと
  - ・免税事業者との取引をどうするか
  - ・実務での注意すべき準備



**申込** 下記申込書を南木曽商工会にFAXするか、電話、メールなどでお申し込みください

## インボイス最新情報

令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合、

1. 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
2. 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
3. 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

などの対応が認められることとなりました。

南 木 曽 商 工 会

TEL 0264-57-2515 FAX 0264-57-3754

メール shokokai@nagiso.com

## インボイス制度直前 実務対応のポイントセミナー参加申込書

参加時間帯  15:00～17:00

18:00～20:00（どちらかに✓印をしてください）

事業所名		TEL	
受講者名			

(複数のご参加可能)

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナーにおける本人確認及びセミナーに関する連絡の目的にのみ使用します。